

2026 雇用保険法

1 目的・管掌

1 目的

- ① 雇用保険は、労働者が**失業**した場合及び労働者について**雇用の継続が困難となる事由**が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が**自ら職業に関する教育訓練**を受けた場合並びに**労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業**をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の**生活及び雇用の安定**を図るとともに、**求職活動**を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の**職業の安定**に資するため、**失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大**、労働者の**能力の開発及び向上**その他労働者の**福祉の増進**を図ることを目的とする。
- ② 雇用保険は、上記①の目的を達成するため、**失業等給付及び育児休業等給付**を行うほか、**雇用安定事業及び能力開発事業**を行うことができる。

	保険事故	目的	給付等
雇用 保険 事業	失業した場合	労働者の 生活の安定	求職者給付
		求職活動を容易にする等その就職を促進	就職促進給付
	雇用の継続が困難となる事由が生じた場合	労働者の 雇用の安定	雇用継続給付
	自ら 職業に関する教育訓練 を受けた場合	労働者の 雇用の安定 及び 就職の促進	教育訓練給付
	子を養育するための休業をした場合	労働者の 雇用の安定	育児休業給付
			出生後休業支援給付
所定労働時間を短縮することによる就業をした場合	労働者の 雇用の安定	育児時短就業給付	
雇用保険二事業	失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大 労働者の 能力の開発及び向上	労働者の 職業の安定 ／ 労働者の 福祉の増進	雇用安定事業
			能力開発事業

2 管掌

- ① 雇用保険は、**政府**が管掌する。
- ② **雇用保険の事務の一部**は、政令で定めるところにより、**都道府県知事**が行うこととすることができる。
↓
能力開発事業の一部の実施に関する事務は、適用事業所の所在地を管轄する**都道府県知事**が行う。
- ③ 雇用保険法で定める**厚生労働大臣**の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を**都道府県労働局長**に委任することができる。また、都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、**所轄公共職業安定所長**に委任することができる。

ここもチェック！！

公共職業安定所長に委任されている権限

- ① 被保険者に関する届出の受理 ② 被保険者資格の確認
③ 短期雇用特例被保険者に該当するか否かの確認

2 被保険者等、用語の定義

1 被保険者

被保険者の種類	
被保険者	一般被保険者
	高年齢被保険者
	短期雇用特例被保険者
	日雇労働被保険者

ここもチェック！！

- 雇用保険法における「労働者」とは、事業主に雇用され、事業主から支給される賃金によって生活している者、及び事業主に雇用されることによって生活しようとする者で現在その意に反して就業することができないものをいう（行政手引 20004）。
- 雇用保険法において、「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であって、適用除外に該当する者以外のものをいう（雇用法 4 条 1 項）。

2 被保険者の種類

種類	要件	備考
一般被保険者	高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者以外の被保険者	31 日以上 ¹ の雇用見込みがあり、かつ、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 ² でなければ被保険者となる ³ ことができない。
高年齢被保険者	65 歳以上の被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）をいう。	
短期雇用特例被保険者	被保険者であって、 <u>季節的に雇用されるもの</u> のうち、 <u>次のいずれにも該当しない者</u> （日雇労働被保険者を除く。） ① 4 か月以内の期間を定めて雇用される者 ② 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であって、厚生労働大臣の定める時間数（30 時間）未満である者	短期雇用特例被保険者が、同一の事業主に引き続いて 1 年以上雇用されるに至ったときは、その 1 年以上雇用されるに至った日以後は、一般被保険者（65 歳以上の場合には高年齢被保険者）となる。
日雇労働被保険者	日雇労働者（日々雇用される者又は 30 日以内の期間を定めて雇用される者）で、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 適用区域に居住し、適用事業に雇用される者 ② 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者 ③ 適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であって日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基づいて厚生労働大臣が指定したものに雇用される者 ④ ①～③に掲げる者のほか、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けた者	日雇労働被保険者が前 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合又は同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用された場合は、所轄又は管轄公共職業安定所長の認可を受けた場合を除き、その翌月の初日又は 31 日以上継続するに至った日から一般被保険者、高年齢被保険者又は短期雇用特例被保険者となる。